

平成24年11月20日 発表

担	三重労働局
	企画室長 川西 利弘 室長補佐 松田 滋 TEL (059) 226-2110
当	監督課長 田村 裕之 労働基準監察監督官 藤川 敏行 TEL (059) 226-2106
	職業安定課長 岡山 雅友 労働市場情報官 米澤 尚之 TEL (059) 226-2305

三重労働局大量離職者対策協議会の設立について
～企業からの大量離職者への対応～

現下の経済情勢の影響を受け、三重県内の製造業を中心として大量離職者を伴う雇用調整が、今後も行われることが危惧されることから、三重労働局では、下記の「三重労働局大量離職者対策協議会」を11月19日設置、開催し、離職者の方々に対する再就職支援対策等に万全を期することといたしました。

記

1 「大量離職者対策協議会」の設立

三重労働局管内において、一度に30人以上の離職者を伴う雇用調整が急激に増加（平成24年4月から本日までに、17事業所が該当し、約1,800名が離職対象となっています。）していることから、離職者等の就労支援と生活の安定を図るため、労働局、三重県及び財団法人産業雇用安定センター三重事務所で構成した「三重労働局大量離職者対策協議会」（会長 藤井礼一三重労働局長）を立ち上げ、具体的な対策について第1回協議会を開催し、協議しました。（三重労働局独自取組）

本協議会では、関係機関と連携を図り、雇用対策等の効果的な推進、雇用維持の働きかけ、離職者の早期再就職支援、労働条件の確保などに取り組みます。

2 関係機関の実施事項

1 雇用調整を行う企業の情報収集【労働局、三重県、産業雇用安定センター】

労働局、三重県及び産業雇用安定センターが連携して、企業がやむを得ず行う撤退や人員削減に関する情報及び求人情報を早期に収集します。

2 再就職支援に関する要請【労働局、三重県】

労働局及び三重県が連携して、事業主団体等への再就職支援の要請を行います。

3 再就職支援窓口の設置に係る助言【労働局、ハローワーク】

リストラ企業が、離職予定在職者に対して実効ある再就職支援を行うための体制整備を図るよう指導・助言します。

4 企業の雇用維持・再就職支援を支援【労働局、ハローワーク、産業雇用安定センター】

企業が行う労働者の雇用維持や再就職支援に対する助成制度の活用支援や、移籍等を支援する(財)産業雇用安定センター三重事務所との連携支援を行います。

5 ハローワーク支援等の説明会を実施【ハローワーク】

企業の状況に応じて、ハローワークの支援メニュー・求人情報・雇用保険制度に係る説明会を出張して実施します《離職前の支援》。

6 相談者の希望や状況に応じた支援【ハローワーク】

在職中、外国語相談（ポルトガル語）、県外就職希望、職業訓練希望など状況に応じた相談を行い、求人情報の提供や求人開拓を行います《離職前・離職後の支援》。

7 雇用保険・求職者支援制の活用【ハローワーク】

失業等給付、職業訓練受講給付金などの支給により、生活の安定と早期再就職を支援します《離職後の支援》。

8 労働基準関係法令の遵守徹底【労働局、労働基準監督署】

- ① やむを得ず解雇を行う場合の法手続の周知を行います。
- ② 賃金・退職金等の確実な支払の指導を行います《法定労働条件の確保》。

9 労使間の紛争回避措置【労働局、労働基準監督署】

- ① 不適切な解雇・雇止めの予防等に向けた啓発指導を行います。
- ② 関係団体・企業等の求めに応じて法令説明の実施を行います。

【三重労働局長コメント】

製造業を中心とする企業における大量離職者を伴う雇用調整については、今後も行われることが懸念されます。

安易な雇用調整や労働条件の切り下げが行われないよう企業に対し働きかけるとともに、離職者に対しては関係機関及び近隣労働局と連携して再就職の支援に万全を期し、雇用不安の払拭に努めたいと考えております。